

農業・農村の

セーフティネットを目指して

令和6年度 農村景観写真コンクール 風景部門 優秀賞
「天高く稲穂肥ゆる秋」 撮影場所：盛岡市玉山門前寺

みどり水土里ネットいわての概要

2025

《沿革》

戦後、国の政策による食糧増産政策に沿って、耕地整理、土地改良事業の啓発及び推進を図るため、昭和3年に本会の前身である「岩手県耕地協会」が設立されました。

その後、土地改良法の制定に伴い、昭和27年「岩手県土地改良協会」に改称し、昭和32年の同法改正を受け、昭和33年4月25日に「岩手県土地改良事業団体連合会」として設立認可(農林省指令33農地第1469号)をされ、今日に至っております。

《目的》

会員の行う土地改良事業に関する技術的指導・支援、教育・情報提供、調査・研究等によって土地改良事業の適切な実施と会員団体の効率的な運営の確保を目的としております。また、国・県の行う事業に対する協力も行っております。

《性格》

土地改良事業団体連合会(以下「連合会」)は、その名称が示すように、土地改良事業を行う団体(市町村・土地改良区等)の協同組織(連合会)として「土地改良法」に基づき設立された団体です。

土地改良事業を行う事業主体では、事務・技術職員を充実させ、事業促進及び運営に必要な情報資料の収集、予算の確保、土地改良施設の維持管理など多岐に亘る業務執行が求められます。

これらの複雑化する課題を解決するために、土地改良事業施行団体が、自らの協同組織として設立した団体です。

連合会は、土地改良法により法人とされており、その目的や業務内容、組織形態等から広義の公法人とされ、税法上も非課税団体として位置づけられています。

《会員の状況》

県内全ての市町村と土地改良区が加入しています※。

※県内の市町村数：33、県内の土地改良区数：42

《 目 次 》

《業務の概要》

- 1 土地改良区の運営基盤強化の支援・・・・・・・・・・ P 1
- 2 会計指導員が行う指導監査・・・・・・・・・・ P 1
- 3 適正化事業・・・・・・・・・・ P 2
- 4 ほ場整備事業調査計画業務・・・・・・・・・・ P 5
- 5 換地・確定測量・・・・・・・・・・ P 7
- 6 ため池調査・氾濫解析業務・・・・・・・・・・ P10
- 7 ため池ハザードマップ作成業務・・・・・・・・・・ P11
- 8 ため池廃止計画業務・・・・・・・・・・ P12
- 9 災害支援業務・・・・・・・・・・ P13
- 10 農業集落排水事業・・・・・・・・・・ P15
- 11 多面的機能支払交付金・・・・・・・・・・ P18
- 12 小水力等再生可能エネルギー他・・・・・・・・・・ P21
- 13 UAV（ドローン）の活用・・・・・・・・・・ P23
- 14 スマート農業に向けた提案・・・・・・・・・・ P25
- 15 水土里情報システム・・・・・・・・・・ P26
- 16 ため池サポートセンター業務・・・・・・・・・・ P30
- 17 その他の業務・・・・・・・・・・ P31

《組織の概要》

- 組織図と各課・室の業務概要・・・・・・・・・・ P34
- 業務登録及び資格取得状況・・・・・・・・・・ P35

1 土地改良区の運営基盤強化の支援

水土里ビジョンの策定を推進し経営診断を行います。

(1) 経営診断の背景

土地改良区では、令和4年度の決算から貸借対照表等の決算関係書類の作成・公表が義務付けられるとともに、土地改良施設台帳の整備がされています。今後はこれらを活用して土地改良区の経営状況を把握し、将来の**土地改良区の計画的な施設更新と運営の健全化**を図ることが必要です。

(2) 経営診断の内容

土地改良区の経営状況に関する分析を行い、経営課題への対策や運営基盤の強化に向けた具体的な取組を講じるための助言を行います。

① 収支分析

・収支計算書及び貸借対照表から収支構造の健全化についての助言を行います。

② 更新積立支援

・土地改良施設台帳等から将来の施設更新の時期及び土地改良区負担額を概定します。

2 会計指導員が行う指導監査

会計指導員の資格を有する土地連職員が指導監査を行います。

(1) 員外監事の選任の背景

令和5年度から全ての土地改良区において、**員外監事の選任**が義務化されました。

例外として、公認会計士（監査法人）、税理士（税理士法人）、**会計指導の業務（指導監査）を行う県土連**のいずれかと契約を締結のうえ、会計処理に関する指導を受けることも認められています。

(2) 県土連が行う指導監査とはどのようなことを行うの？

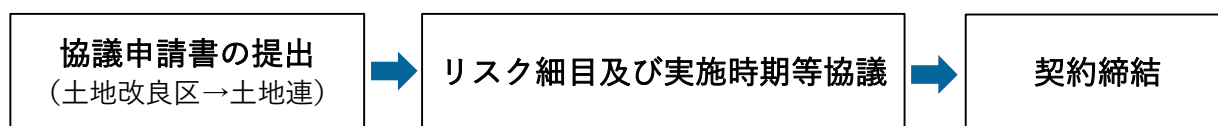
① 指導監査の内容

土地改良区会計基準の適応や金銭出納管理の適正確保等の「指導監査のリスク細目」に焦点を当てた業務運営、会計指導などについて指導監査を行います。

② 指導監査の結果報告

指導監査の終了後、所見を土地改良区に対し報告します。

(3) 契約締結までの流れはどのようなになっているの？



3 適正化事業

土地改良施設維持管理適正化事業は、土地改良施設の機能保持のために行う「整備補修事業」や、施設管理の省エネ化・省力化を図るために行う「防災減災機能等強化事業」などのメニューがあります。

◇整備補修事業（一般型）

(1) 整備補修事業（一般型）とは

土地改良施設の機能低下の防止、機能回復等のため、定期的に行う必要のあるポンプ・モーターのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、機械等の部品交換、その他の整備補修に対して**助成が受けられる制度**です。

この**事業の仕組み**は、一般的な補助事業とは異なり、**5年間均等に事業費を積み立て、決められた年度に整備補修を実施**します。

(2) 加入対象施設

- ・ 団体営規模以上の土地改良事業により造成された土地改良施設であること。
- ・ 1施設当たりの整備補修費が、**200万円以上**であること。

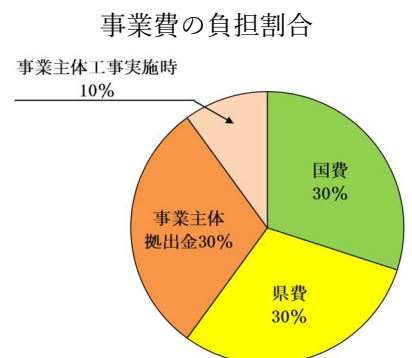
(3) 事業費負担と助成の流れ

事業費拠出金

事業主体は、5年間で**加入事業費の30%を拠出金**として負担します。単年度負担は6%となります。(30%÷5年)

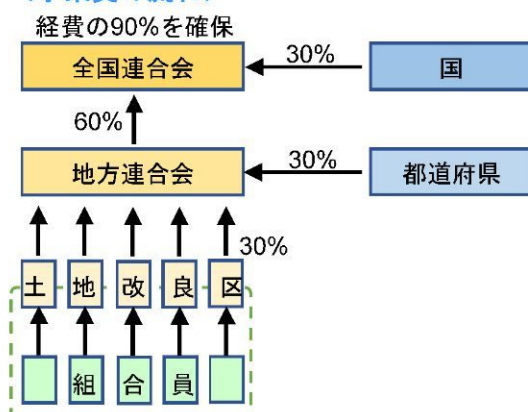
工事実施時

工事を**実施する年度に加入事業費の90%の額が、全土連**から県土連を通じて**事業主体に交付されます**。残りの10%に相当する額は、事業主体が調達することになりますが、(株)日本政策金融公庫から融資を受けることができます。
※事業費拠出金とは別に、事務費として加入事業費の1.5%を5年間で負担していただきます。単年度の負担は0.3%となります。(1.5%÷5年)

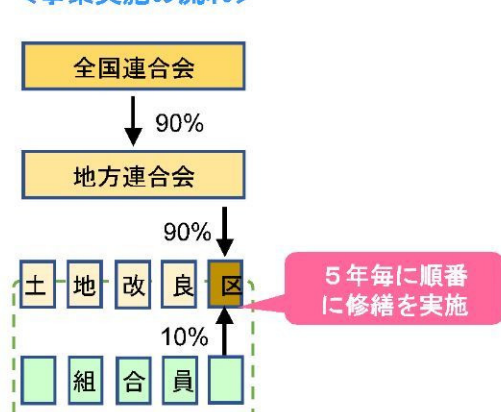


(4) 整備補修事業（一般型）の事業費・交付の流れ

<事業費の流れ>



<事業実施の流れ>



(5) 整備補修事業（連携管理保全型）

- ・都道府県知事から水土里ビジョンの認可を受けた土地改良区等が対象。
- ・国の補助率の引き上げ（30%→40%）により、事業主体の負担率は30%。
（※工事実施時に事業主体の負担が無い）
- ・工事は、5カ年のうちで任意に設定できること。
- ・1施設当たりの整備補修費が、100万円以上であること。

◇防災減災機能等強化事業

(1) 防災減災機能等強化事業とは

土地改良施設の防災・減災機能の強化、再生可能エネルギー利用及び、施設管理の省エネ化や省力化を図るため、ため池や揚排水機場等の整備、高効率モーターへの更新、再生可能エネルギーによる発電・充電・給電設備の整備、遠隔制御機器の導入等に対して助成が受けられる制度です。

整備補修事業と同様、5年間均等に事業費を積み立てますが、全土連が1年目に事業費の50%（地方負担相当額）を財政融資資金から借入することにより、任意の年度に事業実施できます。

(2) 加入対象施設

- ・団体営規模以上の土地改良事業により造成された土地改良施設であること。
- ・1施設当たりの整備補修費が、100万円以上であること。

(3) 事業費負担と助成の流れ

事業費拠出金

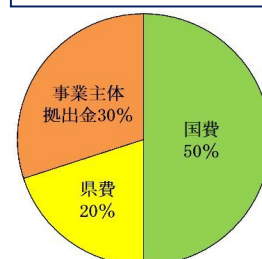
事業主体は、5年間で加入事業費の30%を拠出金として負担します。単年度負担は6%となります。（30%÷5年）

工事実施時

工事を実施する年度に加入事業費の100%の額が、全土連から県土連を通じて事業主体に交付されます。

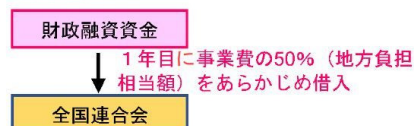
※事業費拠出金とは別に、事務費として加入事業費の1.5%を5年間で負担していただきます。単年度の負担は0.3%となります。（1.5%÷5年）

事業費の負担割合

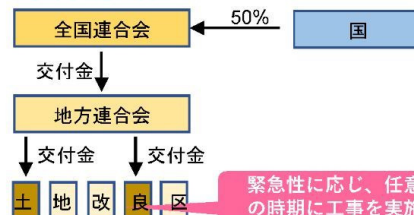


(4) 防災減災機能等強化事業の事業費・交付の流れ

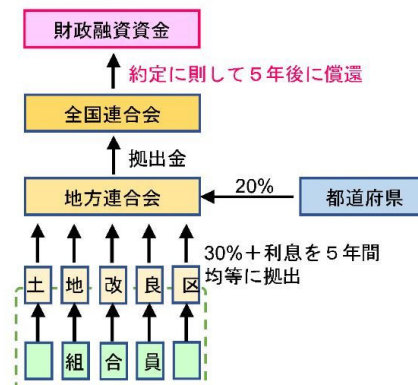
<財融借入>



<事業実施の流れ>



<財融償還の流れ>



防災減災機能等強化事業の例

◆ 防災・減災機能の強化



〔ため池護岸の整備〕



〔樋門開閉機の電動化〕

◆ 施設管理の省エネ化



〔高効率型モーターへの更新〕

◆ 施設管理の省力化



〔監視装置や水位計の設置〕

◆ 事業実施事例【施設管理の省力化】

〔水位測定装置・カメラの設置による水位の遠隔監視〕



流量	0.434 m ³ /s
水位	0.31 m
開度	1.02 m



適正化事業について、お気軽にご相談ください。

【 管理指導課：TEL 019-631-3202 】

4 ほ場整備事業調査計画業務

地域の要望に応え、ほ場整備事業導入に向けた調査計画をサポートします。

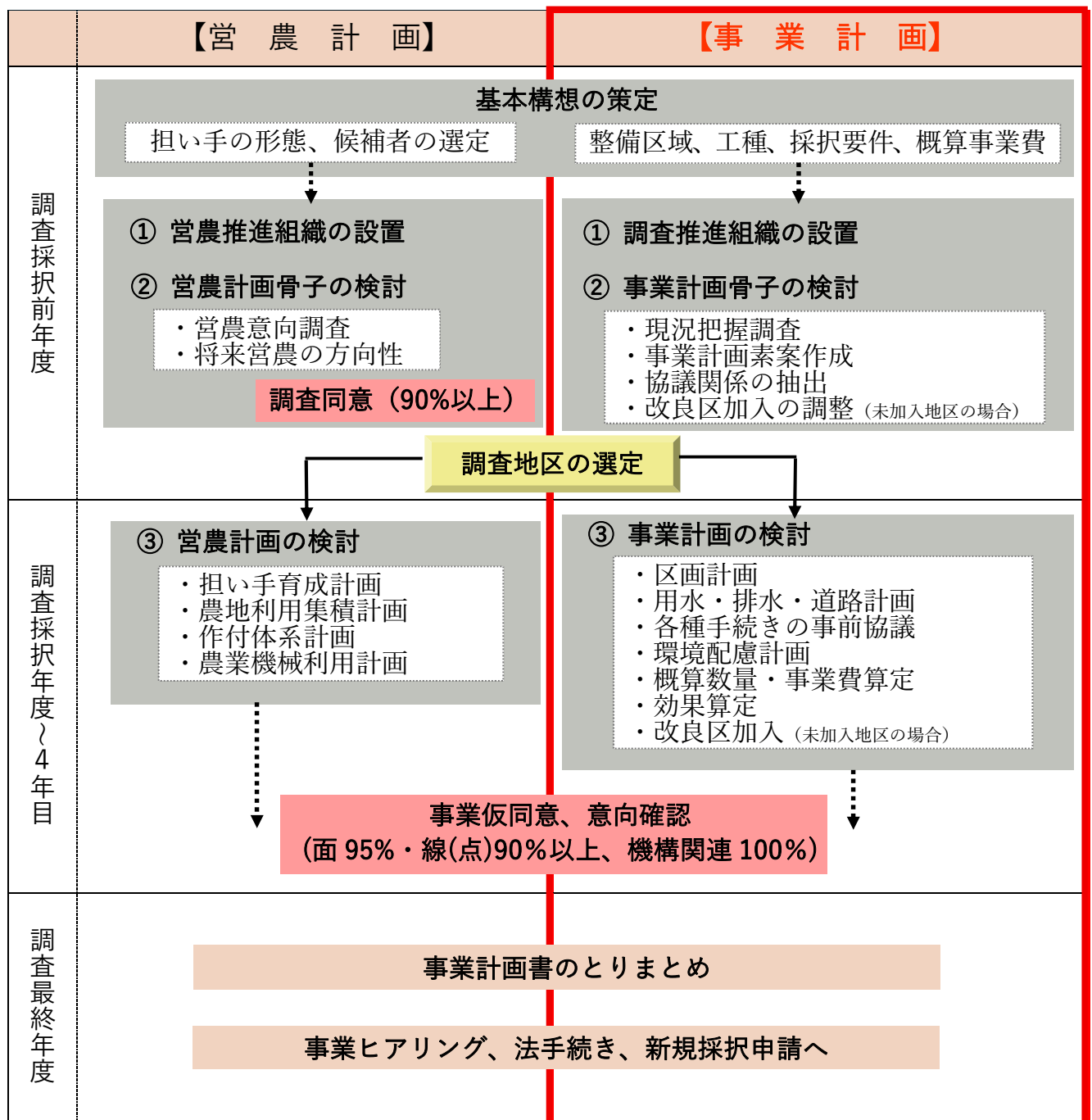
(1) ほ場整備事業調査計画の流れ

地域課題の把握

事業導入に向けて、地域が抱える課題を把握します

事業構想策定及び事業計画策定

経験豊富な技術者が【事業計画】を強力にサポートします。

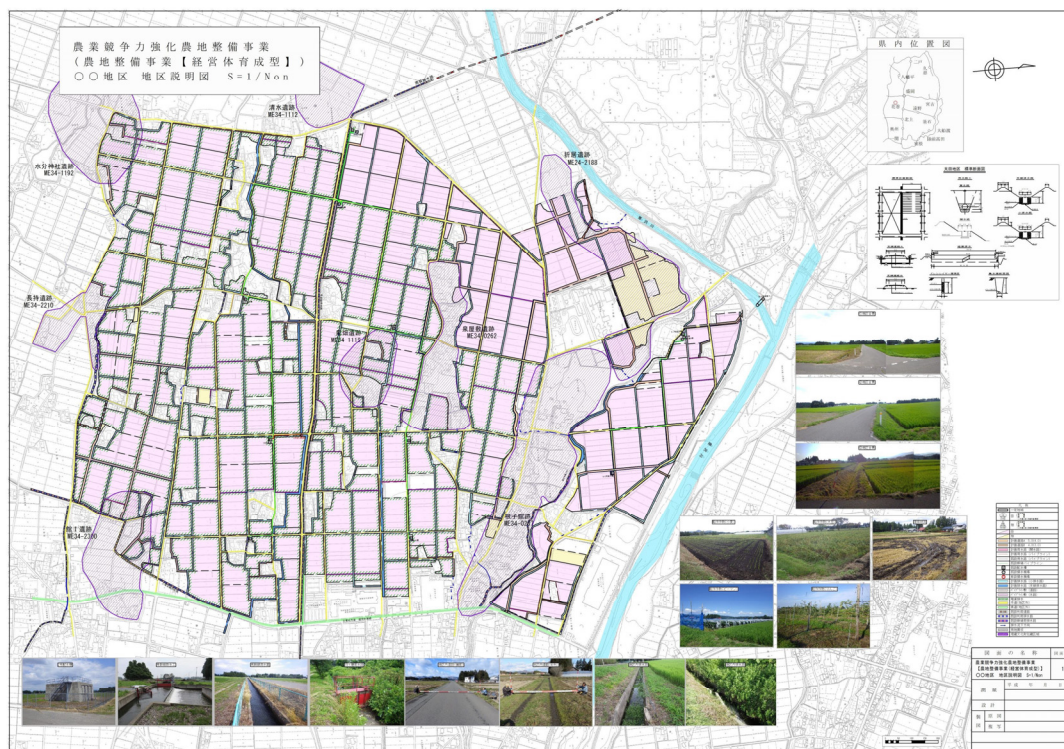


(2) 図面作成例

水土里情報システム（オルソ図）を利用した図面



事業計画地区説明図



- ・ほ場整備の計画・実施設計・計画変更
- ・農道、用排水路の測量調査・実施設計
- ・工事費積算・施工管理などの発注者支援

何でもお気軽にご相談ください。

【 農村整備課：TEL 019-631-3203 】

5 換地・確定測量

換地業務をトータルでサポートします。

ほ場整備事業の実施による換地業務にあっては、換地システムや図面作成システムにより従前地等の基礎調査から換地処分登記までの換地情報を一元的に管理し、効率的で適切な成果品を作成します。

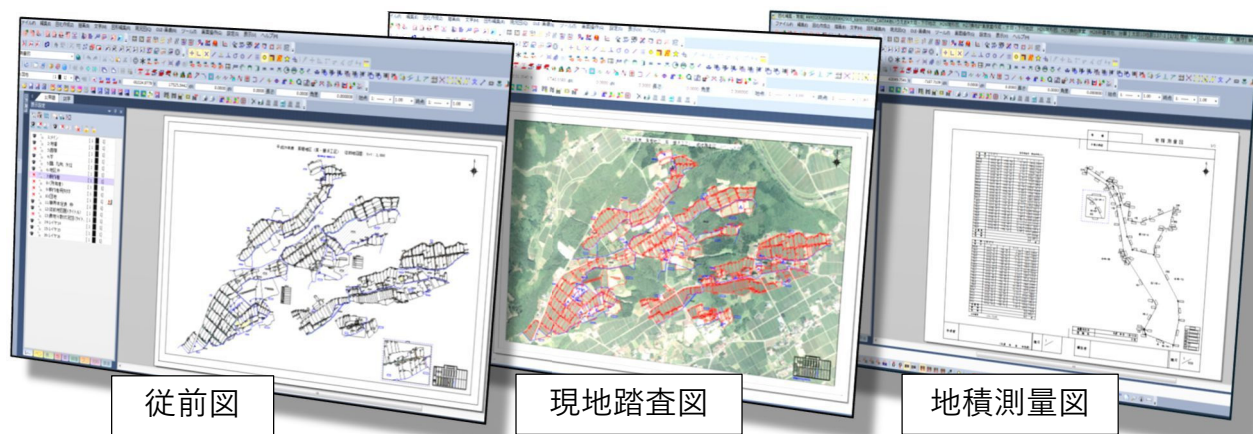
(1) 換地・確定測量業務の流れについて

【 事業計画・工事関係 】		【 換地業務 】
工事着手前	◇ 概略設計 ◇ 地元説明 ◇ 実施設計	◇ 換地委員の選任 ◇ 法務局への事業施行届 ◇ 従前地等の再調査 ★ 換地設計基準の確定 ★ 土地評価基準の作成 ◇ 土地の評価 ★ 換地計画原案の作成 ◇ 地区界の分筆・相続等代位登記
工事中	◇ 工事着工	◇ 法務局へ工事着手届
工事完了後	◇ 工事完了	◇ 法務局へ工事完了届 ◇ 一時利用地の指定 ◇ 確定測量 ◇ 大字・字区域等の変更 ★ 換地計画書の作成 ◇ 権利者会議 ◇ 換地計画の決定・公告縦覧 ◇ 異議申出・処理 ◇ 換地処分 ◇ 換地清算金の徴収・支払 ◇ 換地処分登記
↓ 事業完了		

★印は換地計画策定に係る業務であるため、土地改良換地士が大きく関与する業務です。本会の経験豊かな土地改良換地士が、業務を円滑に推進できるよう強力にサポートします。

(2) 換地業務について

○測量計算・図化システムによる図面作成例



国土調査の土地境界座標値に基づき、当システムで従前図等の作成を行います。加えて、地番・地積・地目等はもちろんのこと、所有者や耕作者の情報も一元的に管理・図化し、権利者毎の農地の分散状況の把握や、オルソ重ね図による現地踏査図、分筆登記に係る地積測量図、換地図及び確定図の作成など、換地計画を策定する上で必要な図面を作成することができます。

○換地システムによる帳票の作成例



換地システムにて作成した各筆換地等明細書

当システムを活用することで円滑な換地業務の執行が可能になります。

各筆換地等明細書をはじめ、農地中間管理事業の各種権利設定に対応した書類の作成ができ、業務の効率化が図られます。

○換地・評価委員会、各種説明会、換地委員研修への対応



集落説明会



換地委員研修

換地業務を円滑に推進できるよう、本会の土地改良換地士が提案・助言を行いながら、換地評価委員会並びに関係機関を強力にサポートします。

(3) 確定測量業務について

確定測量は、ほ場整備区域内の換地計画決定（登記）をするための測量です。工事後の土地の境界点を現地に標示して、土地の形状及び地積を測定します。

○確定基準点測量

地区近傍に設置された基準点（三角点・公共基準点）を与点として、GNSS 測量機器 4 台（GPS 衛星等を利用）を使用し、確定基準点の位置を定めます。

確定基準点への GNSS 測量機器の設置状況



○境界調査

換地委員会で定めた境界設置基準に基づき土地の境界点を設置します。

境界杭設置状況



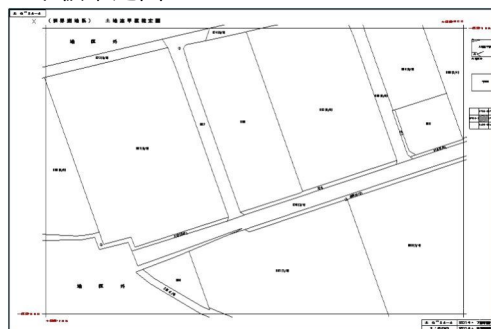
○一筆地測量

確定基準点を基にトータルステーション測量機器を用い、境界点の座標位置を定め、法務局に登記の図面として提出する平板確定図を作成します。

トータルステーションでの観測状況



平板確定図



※確定測量のほか、一定地域の外周測量、分筆測量なども行っております。

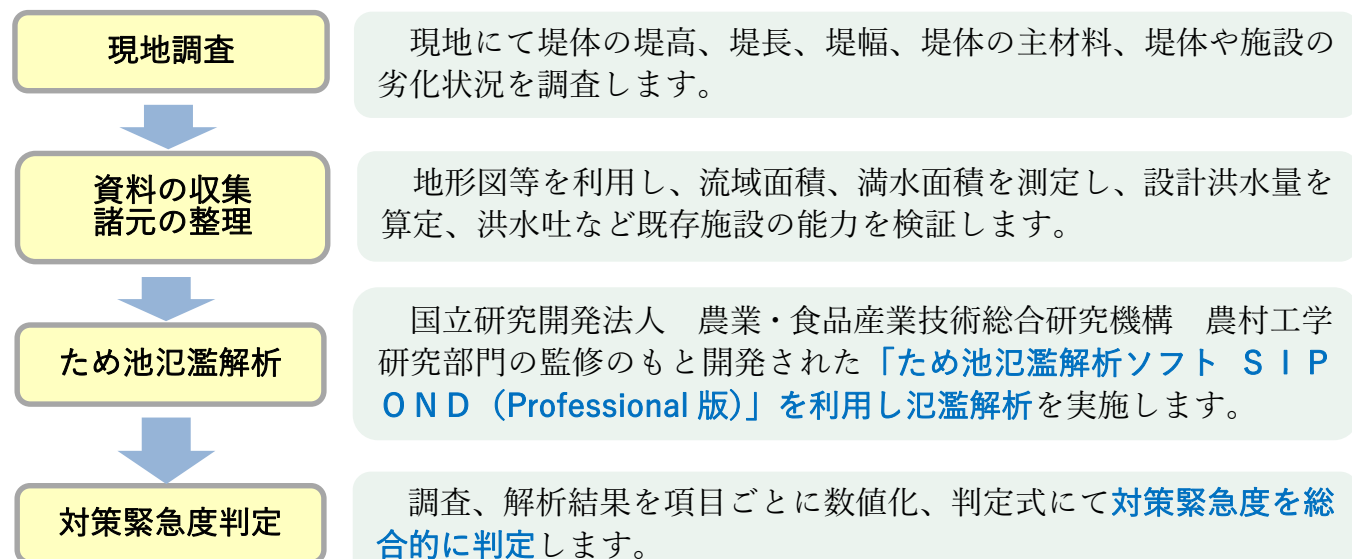
換地・確定測量について、お気軽にご相談ください。

【 換地課・測量課：TEL 019-631-3206 】

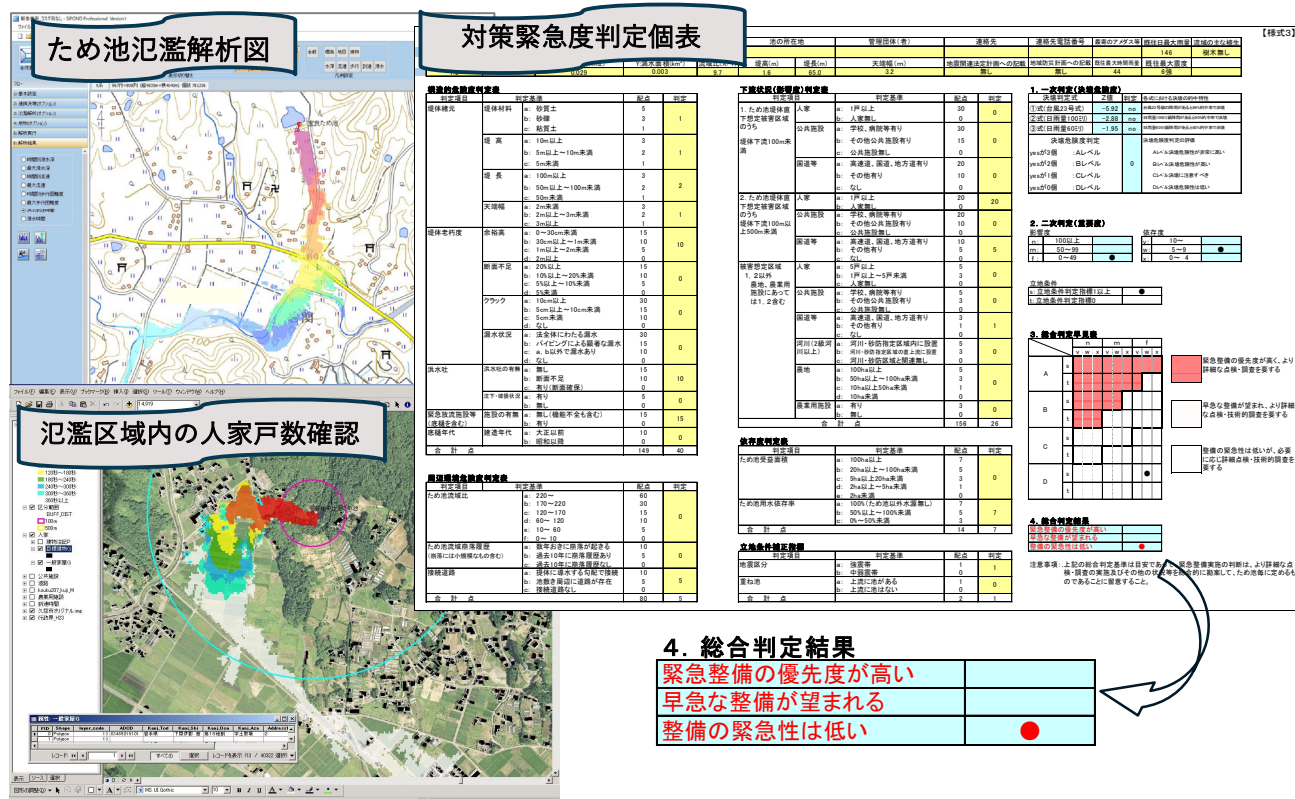
6 ため池調査・氾濫解析業務

頻発化する大規模自然災害に対応するため、ため池の実態把握が急務となっています。本業務では、ため池の劣化状況の把握に加え、決壊時の被害規模をシミュレーション（ため池汎濫解析）し、対策緊急度を判定します。

(1) ため池調査・氾濫解析業務の流れ



(2) アウトプット (ため池氾濫解析図、対策緊急度判定個表)



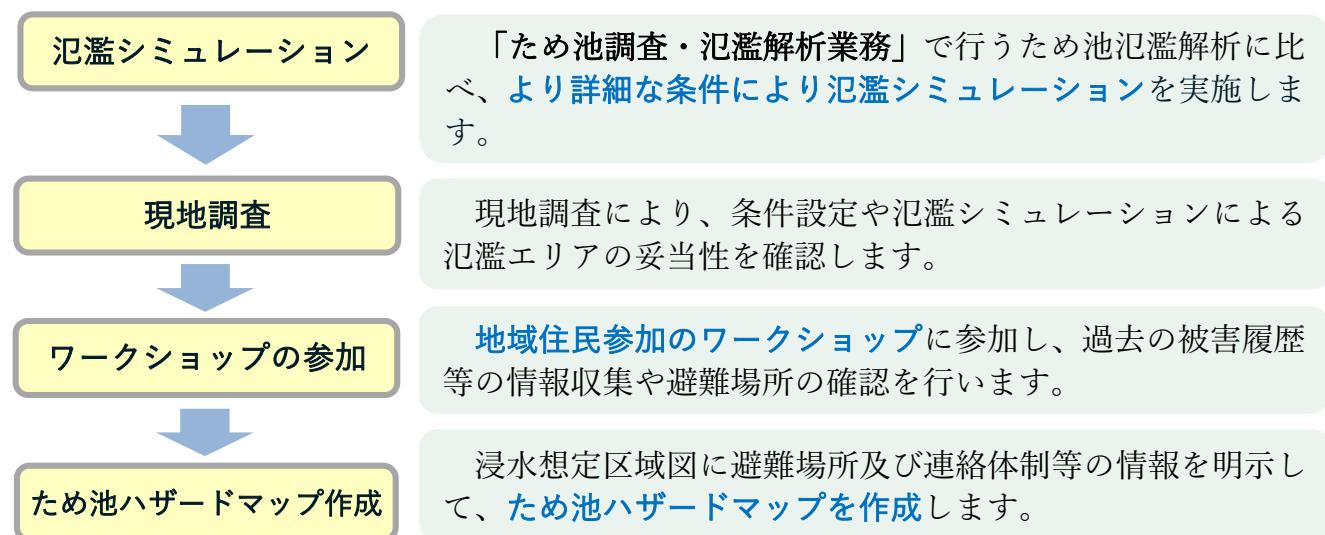
調査や汜濫解析が必要なため池がありましたら、ご相談ください。

【 農村環境課 TEL 019-631-3204 】

7 ため池ハザードマップ作成業務

「ため池調査・氾濫解析業務」で作成したデータベースをもとに抽出された「防災重点農業用ため池」は、下流域への影響度に応じて対策を講じる必要があります。本業務では、詳細な条件により氾濫シミュレーションを実施、ため池ハザードマップを作成します。

(1) ため池ハザードマップ作成業務の流れ



(2) アウトプット（氾濫シミュレーション、ため池ハザードマップ）



ハザードマップ作成に向けた技術的な支援を行いますので、ご相談ください。

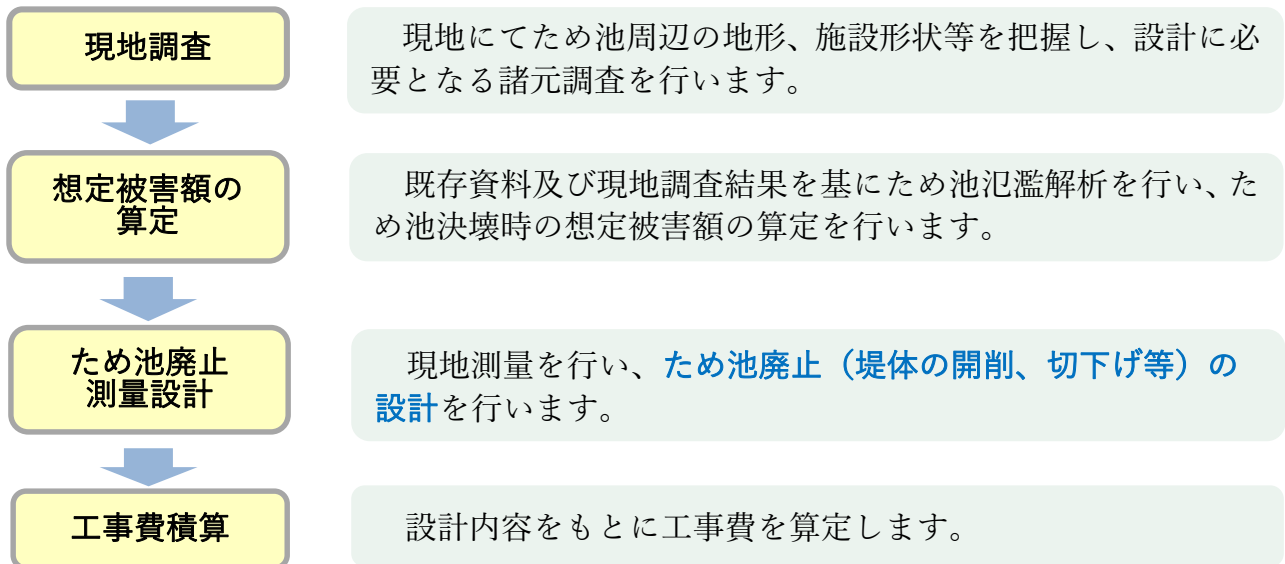
【 農村環境課 TEL 019-631-3204 】

8 ため池廃止計画業務

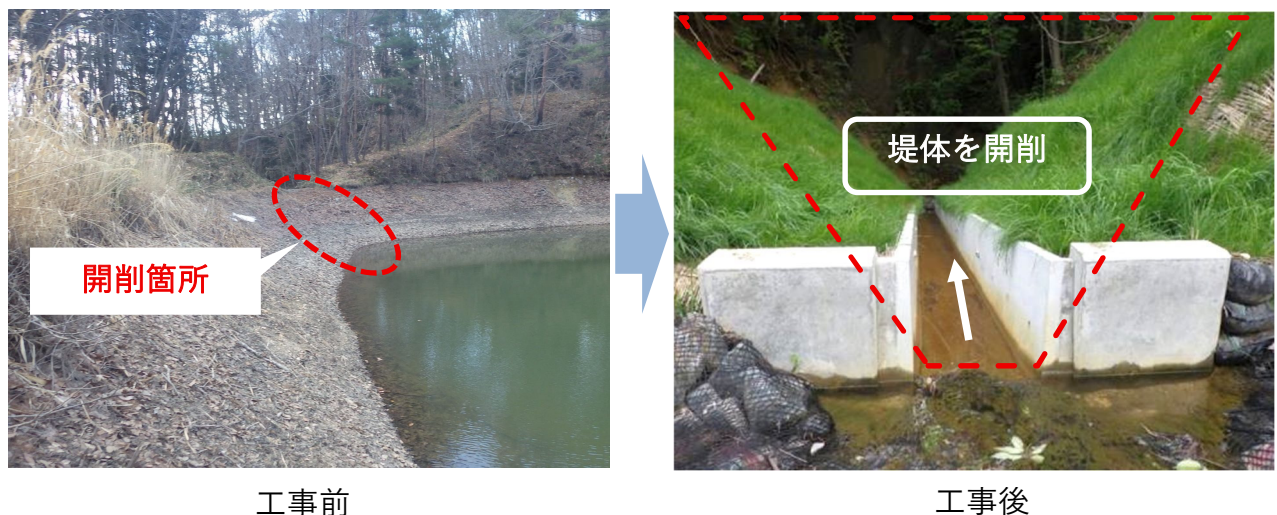
利用されていないため池は、適切な保全・管理が行われていない場合が多く、堤体が決壊し災害が発生する恐れがあるため、ため池としての機能を廃止する必要があります。

本業務では、ため池の廃止にあたり、決壊した場合の想定被害額の算出、廃止工事のための測量設計、工事費積算を行います。

(1) ため池廃止計画業務の流れ



(2) ため池廃止工事の実施例



堤体を開削することで**ため池の決壊を未然に防ぎ**、下流域の湛水被害リスクの低減を図ります。

ため池廃止計画に係る技術的な支援を行いますので、ご相談ください。

【 農村環境課 TEL 019-631-3204 】

9 災害支援業務

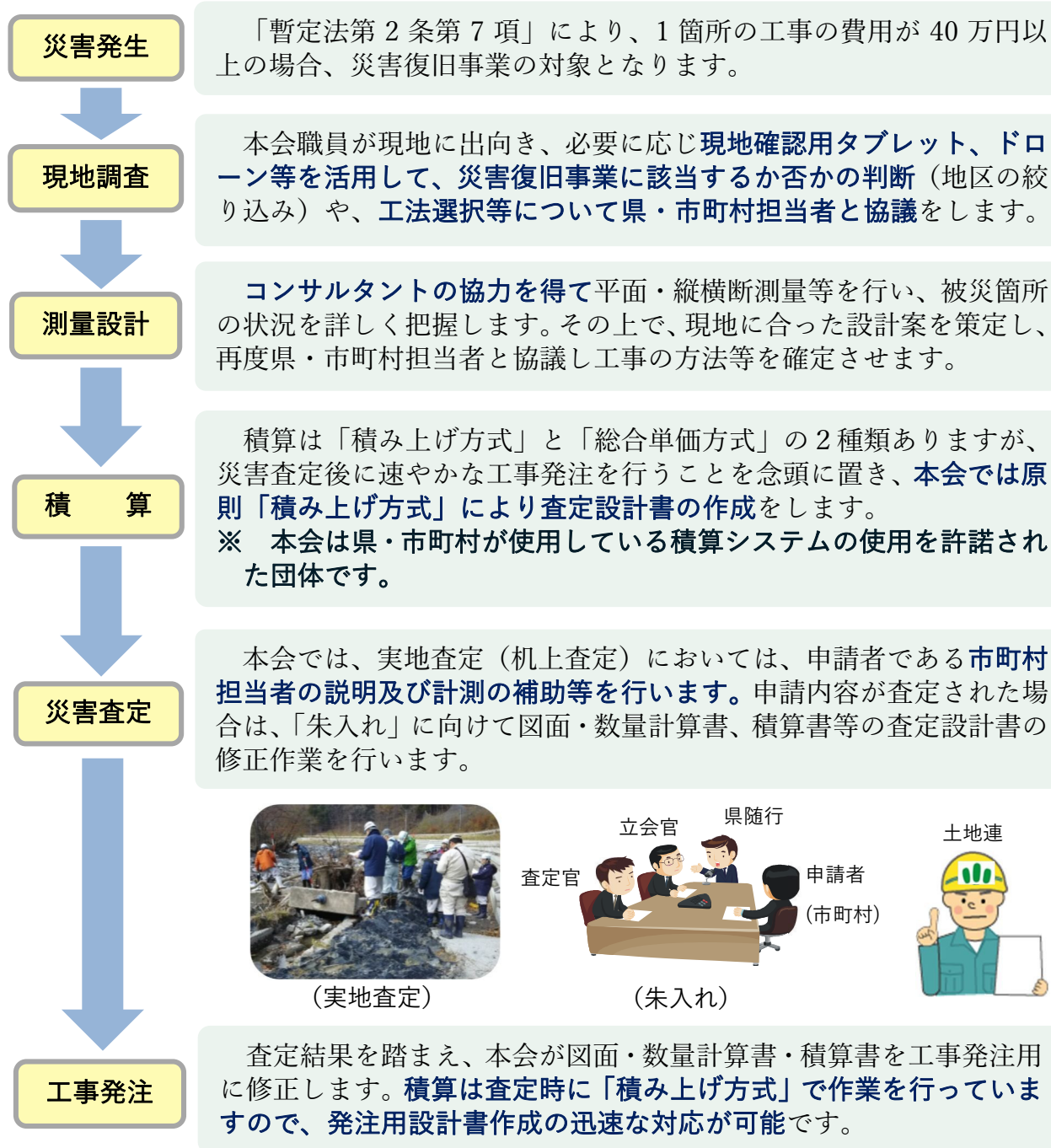
災害査定など災害復旧を強力にサポートします。

災害復旧事業を実施するためには、災害査定設計書作成に必要な「現地調査」や「測量設計」、「積算」のほか、国から派遣される査定官と立会官による「災害査定」を受ける必要があります。

本会は、これまで、東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号災害、令和元年東日本台風災害をはじめとした数多くの災害査定設計書作成業務を受託し、県及び市町村の支援を行ってきました。

水土里ネットいわては、「**農業・農村のセーフティネットを目指す**」を組織目標としており、災害発生時には、これまでの経験と技術力を活かし、**早期の営農再開に向けてサポート**します。

(1) 災害発生時から災害査定、工事発注までの流れ



(2) 災害委託額の算定方法について

委託額の算定基準は、委託額を適正・迅速に算定することを目的に、「岩手県農村防災・災害対応支援連絡会」（以下、「連絡会」という。）で制定しています。

本会が災害復旧事業を受託する場合、**連絡会基準【委託額標準単価（令和7年度制定連絡会基準）】に基づき委託額を算定**し、市町村と協議させていただきます。

i) 査定設計業務（被災調査から査定まで）（令和7年度の例）

① 委託料標準値

申請額	1,000 千円未満		1,000 千円以上 10,000 千円未満		10,000 千円以上	
適用区分	② の算定式により求められた率とする。但し、変数値は下記による。					
	a	b	a	b	a	b
率又は変数値	-45.25000	99.9	-2.38459	52.8	-0.19919	32.1

③ 算定式

$Y = aX + b$ ただし、Y：委託料率（%）、X：申請額（百万円）

ii) 実施設計業務（発注設計への組替）の算定式

$Y = (-0.019424X + 5.96) \times 0.9$ ただし、Y：委託料率（%）、X：査定額（百万円）

なお、算定式の「0.9」は変更設計1回の場合です。

iii) 委託料算定例

（単位：%、千円）

対象額	査定設計		実施設計(単価組替)		計	
申請額 査定額	委託料率	委託料	委託料率	委託料	委託料率	委託料
400	81.80	327	5.35	21	87.00	348
1,000	50.41	504	5.34	53	55.70	557
2,000	48.03	960	5.32	106	53.30	1,066
5,000	40.87	2,043	5.27	263	46.12	2,306
10,000	30.10	3,010	5.18	518	35.28	3,528

(3) 農地・農業用施設の復旧支援に関する協定について

近年、地震や豪雨等の自然災害が頻繁化、激甚化しています。災害発生時という特殊な状況のもと、現場での調査業務等に円滑かつ速やかに着手できるよう、岩手県内 **33 全市町村と協定を締結済み**です。

(4) 本会の災害対応状況



災害実地査定の説明・計測補助



現地での査定設計書等作成状況

災害復旧や協定に関することなど、何でもご相談下さい。

【 農村整備課：TEL 019-631-3203 】

10 農業集落排水事業

国庫補助事業を活用した農業集落排水施設の長寿命化をサポートします。

岩手県内では、昭和 58 年度の室岡地区を皮切りに整備が進められ、現在 20 市町村で 94 箇所の農業集落排水施設が稼働しています。古いものでは、整備後 40 年近く経過しており、施設の劣化が致命的な状態になる前に、現状を把握し、適時・適切な修繕と更新を計画的に進めていくことが必要です。

(1) 維持管理適正化計画

① 取組内容

既設の農業集落排水施設の調査結果を基に施設の再編・集約、施設規模又は污水处理方式の適正化、省エネルギー技術導入等、維持管理の効率化・適正化に向けた対策を総合的に検討し、維持管理適正化計画を策定します。

ストックマネジメントの実施や更新整備を行う際に、維持管理費及び機能保全対策費の更なる軽減が図られ、持続的な公営企業会計の実現が可能となります。

② 取組の流れ



※ 維持管理適正化計画の該当箇所

(2) 機能強化対策

① 取組内容

国庫補助事業での既設の農業集落排水施設の改築にあつては、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、当該施設の改築に要する費用が200万円以上で、且つ下記のいずれかを満足していることが必要です。農業集落排水施設（管路施設、污水处理施設）の増改築及び老朽化した施設の機能回復を図ります。

- ・維持管理が適切に行われている施設であつて、原則として供用開始後7年以上経過していること。
- ・供用開始後に污水处理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他既存の施設を取巻く条件、または環境の変化が認められること。

② 取組の流れ



※ 機能強化対策の該当箇所

機能強化対策ではこのような要望にも対応いたします

- ① 処理場や中継ポンプ場のポンプを高効率型に替えて維持管理費の低減を図りたい。
- ② 処理場の水槽部コンクリートが劣化しているため対策を講じたい。
- ③ 処理水質をもっと良くしたい。
(既存施設を改造して処理性能を高める。)
- ④ 処理場周辺の臭気対策を図りたい。
(脱臭装置を設置する。)
- ⑤ 地区内の人口減少により処理場や中継ポンプの規模を見直したい。
(大型浄化槽への切替等)
- ⑥ 地区内の住宅団地の計画により管路の増設や中継ポンプ場の能力を検討したい。
- ⑦ 集排処理区同士の統合を図りたい。



蓋の劣化



水槽内コンクリートの劣化



ポンプの劣化



制御盤内の配線の劣化

農業集落排水事業について、お気軽にご相談ください。

【 農村環境課：TEL 019-631-3204 】

11 多面的機能支払交付金

農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮の地域活動を支援します。

(1) 多面的機能支払交付金の実施状況

地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組を支援するため、「農地・水保全管理支払交付金」が平成 19 年度に創設され、平成 24 年度以降、2 期対策として実施されてきました。平成 26 年度からは、農業農村の持つ多面的機能の維持発揮の確保や維持拡大に取組む担い手農家の負担軽減などを目的として「多面的機能支払交付金」が創設され、平成 27 年度から法律に基づく制度となりました。令和 7 年度から制度が改正（活動項目の追加や環境負荷低減の取組への支援等）され、3 期対策がスタートします。

本県においては、令和 6 年度末現在約 7 万 6 千 ha の農地において、1,012 の活動組織により共同活動が実施されています。

○ 令和 6 年度の取組状況

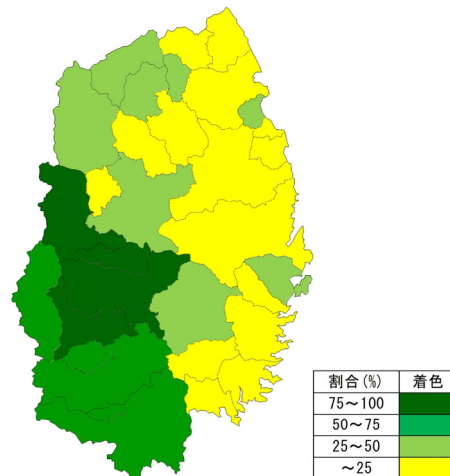
【農地維持及び資源向上毎の取組状況】

事業区分	組織数	対象農用地面積（ha）			
		水田	畑	草地	合計
農地維持支払	1,003	67,753	6,889	1,951	76,593
資源向上支払 （共同活動）	863	63,659	6,578	1,870	72,107
資源向上支払 （長寿命化活動）	718	50,441	5,252	1,189	56,882

活動組織総数 1,012

※端数処理の関係上、内訳と合計値が一致しない場合があります。

【市町村別農振農用地カバー率】



(2) 水土里ネットいわての取組

水土里ネットいわてでは、岩手県多面的機能支払推進協議会から事務処理の一部を受託し、活動組織に対し下記支援を行っています。

○農地・水専門員をご活用ください！

『岩手県多面的機能支払推進協議会』からの要請を受け、農地・水専門員が、活動組織に対して経理等の事務指導や施設補修に係る技術指導、活動組織の広域化の推進に係る助言、現地指導等を行っていますのでご活用ください。

<農地・水専門員が支援する具体的な内容>

① 活動組織の広域化への助言、保全組織の運営指導

事務運営の助言、研修会の講師等

② 施設の補修・更新に関すること

補修に関する工法選定の方法や、水路断面決定の方法について等

③ 工事の実施方法について

工事を外注するときの契約方法や、直営施工する場合の進め方と留意点について等

④ 工事の施工管理と出来形管理

施工管理方法や、効率的な出来形管理方法について等

⑤ 経理や関係書類作成の事務指導

金銭出納簿や活動記録、実績報告書や交付申請の作成方法等

○市町村からの依頼に基づき、活動組織から提出された事業計画の審査を行います。

○活動組織に対する制度説明会や研修会等を開催します。

○県や市町村と連携し、活動組織が行う活動に対する指導、助言を行います。

○市町村から依頼のあった活動組織の実施状況報告書の確認を行います。

○広報誌やホームページ等により多面的機能支払交付金に係る情報提供を行います。

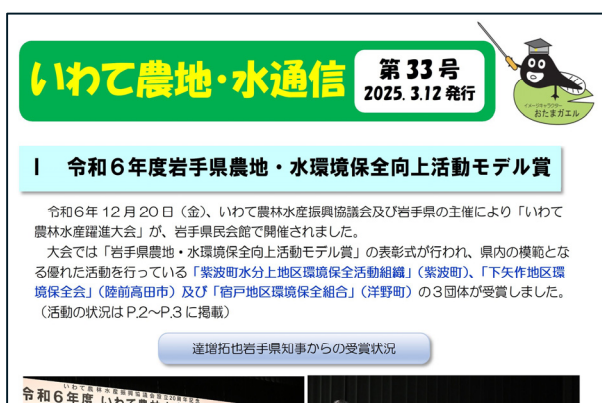
○多面的機能支払の活動に係る安全啓発を行います。



農地・水専門員による指導・助言



水路補修研修会の状況



広報誌やホームページによる情報発信



長寿命化の現地確認支援

(3) 多面的機能支払でできること

○農地維持支払

農地法面の**草刈り**、水路の**泥上げ**、農道の路面維持など基礎的な共同活動を支援します。



耕作可能な状態への農地の保安全管理



砂利の補充等による農道の保安全管理



鳥獣害防止柵の設置

- ① 遊休農地発生防止のための保安全管理として農用地の「**鳥獣害防止活動**」、「**排水対策**」、「**不陸整正**」、「**除礫**」等が実施可能。
- ② 施設の適正管理として、農用地・水路・農道における雪対策（**除雪作業**）が可能。
- ③ 水路・ため池の**転落防止柵等**について、**老朽箇所の補修**が可能。

○資源向上支払

農用地、水路、農道等の**施設の補修や更新**、**植栽**やビオトープづくりなどの共同活動を支援します。



目地補修等による水路の保安全管理



土水路をコンクリート水路へ



排水の流量調整による水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）

- ① 水路・ため池の**転落防止柵等**について、**老朽箇所の補修や設置**が可能。
- ② **水質保全**のため、非かんがい期において営農に支障のない範囲で**池干し**が可能。
- ③ **田区排水工**の**更新**が可能（長寿命化）。
- ④ **暗渠排水**の**補修・更新**が可能（長寿命化）。
- ⑤ **給水栓・スプリンクラー**の**補修・更新**が可能（長寿命化）。

多面的機能支払交付金について、お気軽にご相談ください。



いわての農地・水・環境保全向上対策

【 資源保全推進室：TEL 019-631-3207 】

12 小水力等再生可能エネルギー他

農業水利施設における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化等を推進します。

(1) 背景

資材価格や電気料金の高騰等に伴う農業水利施設の維持管理費の増大に対応するとともに、農業分野における温室効果ガスの排出削減による脱炭素社会の形成に貢献するため、農業水利施設における再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化等を推し進める必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの導入

① 再生可能エネルギーによる県内の発電事例

令和6年度までに県内10地区で小水力発電施設が稼働しております。

また、水土里ネットいわてでも太陽光発電施設が稼働しております。



八幡沢発電所
(管理主体：照井土地改良区、最大出力 19.9 kW)



水土里ネットいわて発電所
(管理主体：水土里ネットいわて、最大出力 47.5kW)

② 助成制度の一例

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成内容・条件
農山漁村 地域整備 交付金の うち地域 用水環境 整備事業	小水力 発電施設	県、 市町村、 土地改良区 等	1/2 ほか	・ 土地改良施設や農業農村振興に資する公的施設の維持管理費の節減を見込むものであること。 ・ 整備された施設の適正な維持管理が行われること。 ・ 整備する施設の費用が[建設費×発電事業者費用負担率]/[年間売電収入-年間維持管理費] ≤ [総合耐用年数×1/2]を満足すること。

(3) 省エネルギー化

① 省エネルギー化の事例

変圧器を高効率変圧器に更新することや揚水機のモーターを高効率モーターに更新することなどにより、エネルギー消費効率を高めて電力量や二酸化炭素の排出量を削減する。



高効率変圧器



高効率モーター

② 助成制度の一例

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成内容・条件
適正化事業 (防災減災機能等強化事業 ＜施設管理の省エネ化・再エネ利用＞)	揚・排水 機場	市町村、 土地改良 区等	70%	揚・排水機場における省 エネルギー技術の導入や 部品・機器の交換又は更 新、再生可能エネルギー 発電施設の整備により、 施設管理に係る電力又は 燃料の使用抑制に資する もの

(4) 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化推進に係る取組

農業水利施設の再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化等を推進するため、現地研修や事務研修の開催、関係機関からの各種情報を提供しております。

**小水力等再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化等の推進については
岩手県農業水利施設GX推進研究会※ にお気軽にご相談ください。**

(※事務局：岩手県農林水産部農村計画課、水土里ネットいわて)

【 管理指導課：TEL 019-631-3202 】

13 UAV（ドローン）の活用

UAV（ドローン）を活用した各種調査や計画策定等をサポートします。

(1) UAVの技術は日進月歩

UAVとは、無人航空機（Unmanned aerial vehicle）の略で、一般に「ドローン」と呼ばれています。

現在、UAVは建設工事で多く使われているほか、農業分野でも施肥や防除に実用化されています。また、UAVを活用した技術は日進月歩で、活用の方が急速に広がっています。

水土里ネットいわてでは、測量性能に優れた機体の導入に加え、撮影画像の3D化、縦横断図作成ソフトを導入しており、農業農村整備における各種調査や計画策定等へUAVを積極的に活用しています。



(2) 農業農村整備における UAV の活用例

○ 鳥瞰映像（写真）による事業効果の確認



工事後のほ場整備地区を鳥瞰で撮影（陸前高田市 小友地区）

事業着手前と完了後の鳥瞰映像（写真）を撮影することで、ほ場整備による大区画化の状況等が確認できます。



UAV 操縦状況

○ 災害復旧計画策定における UAV の活用



UAV 撮影による平面図（デジタルオルソ）

令和6年台風10号の暴風雨等による災害で被災農地の査定にUAVによるデジタルオルソ画像を平面図として利用しました。災害発生直後にUAVを利用することで、迅速かつ安全に状況の把握ができることが実証されています。

※水土里ネットいわてでは、航空法による許可申請により、目視外飛行の許可を取得しています。

デジタルオルソに、計画図面を重ねることで、災害査定の申請図として活用することができます。

○ その他

- ・ほ場整備計画における 3D 図面作成
- ・換地における一時利用地指定図作成
- ・農地法面等の草刈り面積の計測



2D のほ場整備計画平面図



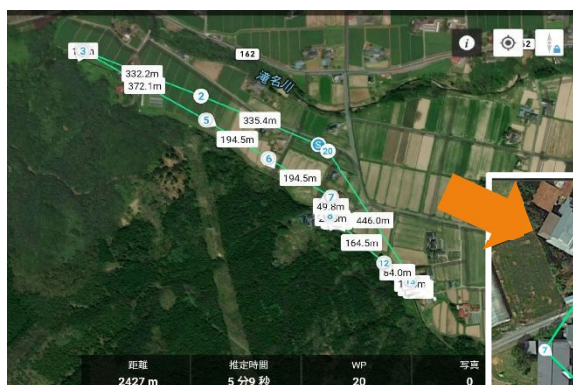
3D のほ場整備計画平面図



画面上での草刈り面積の計測

(3) 農業用水利施設等の施設管理の省力化・高度化の可能性検証

○ UAV の活用による施設管理の省力化



自動飛行ルート設定画面

UAV の活用による用水路の巡回管理やダムをはじめとした大規模施設の管理・点検の省力化に向けた検証と実用化に向けた検討を進めています。



通過点の設定画面



UAV 自動撮影画像（水位標）

予め飛行ルートと点検場所を設定することで、UAV が自動飛行し水位標やスクリーンのゴミ詰まり状況を自動ズーム撮影します。UAV による自動巡視の実現に向けた検討を進めています。

○ 水土里情報システムとの連携による施設管理の高度化



水土里情報システムに登録した 3D モデル画面

UAV により撮影した画像、動画を水土里情報システムに登録することで、これらのデータを確実に蓄積し、関係機関で共有をすることが可能です。



UAV 自動撮影動画（洪水吐の状況）

点検地点の
クリック

UAV の農業農村整備への活用や新技術について調査研究を進めていきます。

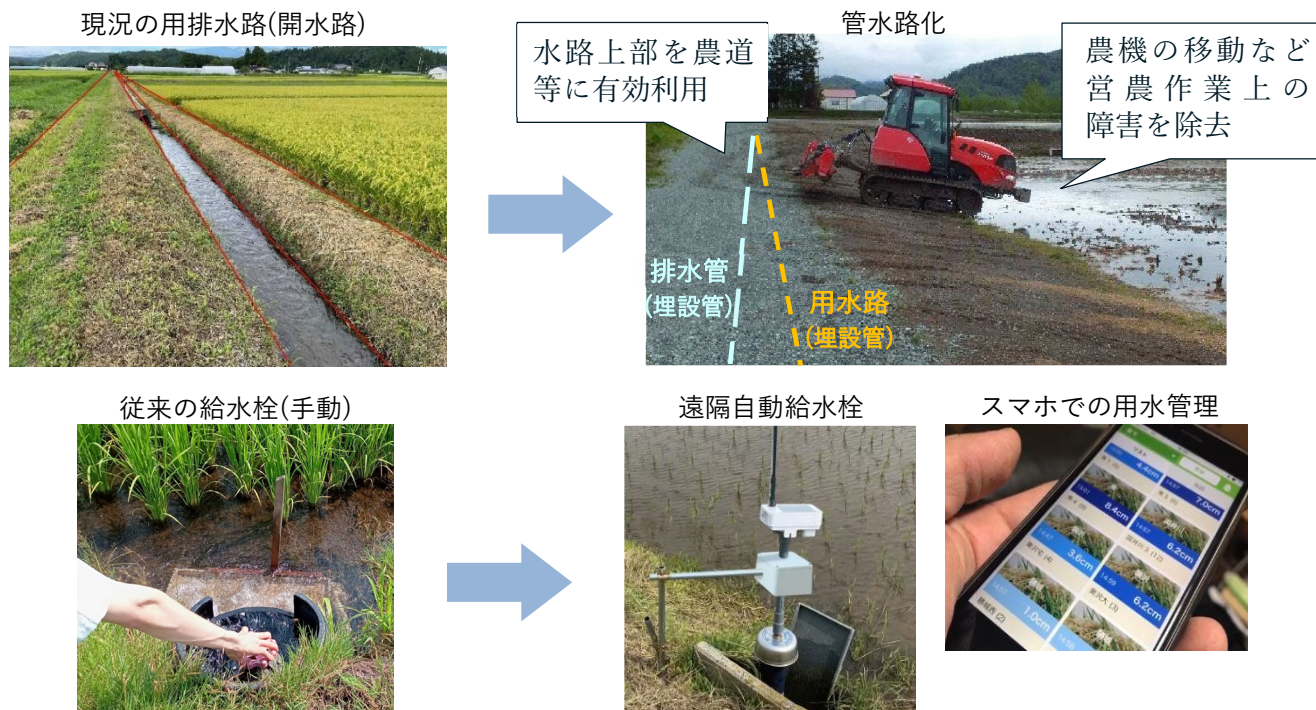
UAV の活用について、お気軽にご相談ください。

【 農村整備課・農村環境課：TEL 019-631-3203 】

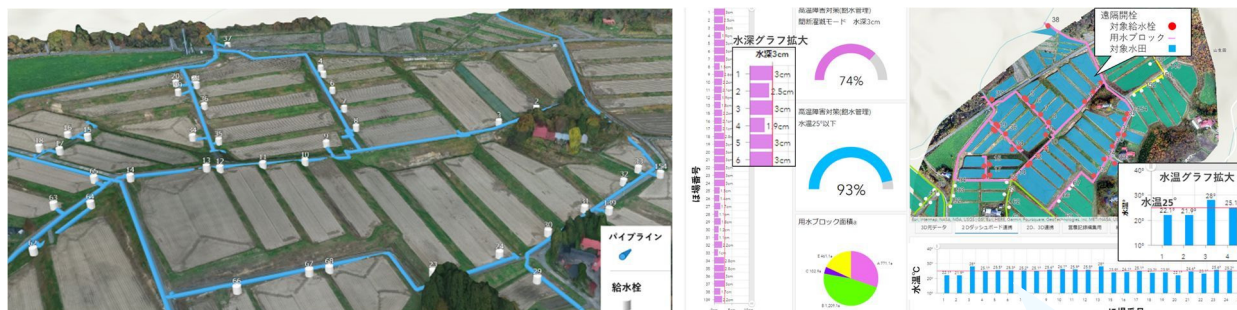
14 スマート農業に向けた提案

スマート農業に適した基盤整備の各種調査や計画策定等をサポートします。

(1) 用排水路の管水路化と用水の完全自動化、新技術の提案



3D化・農業農村のデジタルツインの構築と用水管理（新技術の調査研究）



(2) 農業機械の自動走行に必要な RTK-GNSS 基地局の整備に向けた提案



営農の省力化、栽培管理の効率化等を図るため、スマート農業が導入可能な基盤整備の各種調査や計画策定に向けて、引き続き調査研究を進めていきます。

スマート農業等に関することについて、お気軽にご相談ください。

【農村整備課：TEL 019-631-3203】

15 水土里情報システム

水土里情報システムは、農地等に特化したクラウド型地理情報システムとして、県内の全ての農業関係機関・団体が共通で利用できる唯一の地図システムです。

土地改良施設の管理をはじめ、農業関連の業務の効率化を目的として平成 22 年に整備され、水土里ネットいわてがカスタマイズしながら管理運営しています。

このシステムは、航空・衛星写真や公図のほか、地形図や農業農村整備事業の履歴など、さまざまな地図を組み合わせて図面を作成できます。

また、多面的機能支払や経営所得安定対策などの現地確認業務を支援する現地確認用タブレットを提供しています。

3つの特長

- 1 共有地図
- 2 図面作成
- 3 現地確認用タブレット

現地確認用タブレット(オプション)

水土里情報システムの地図情報を利用
データ通信・GPS・カメラ搭載

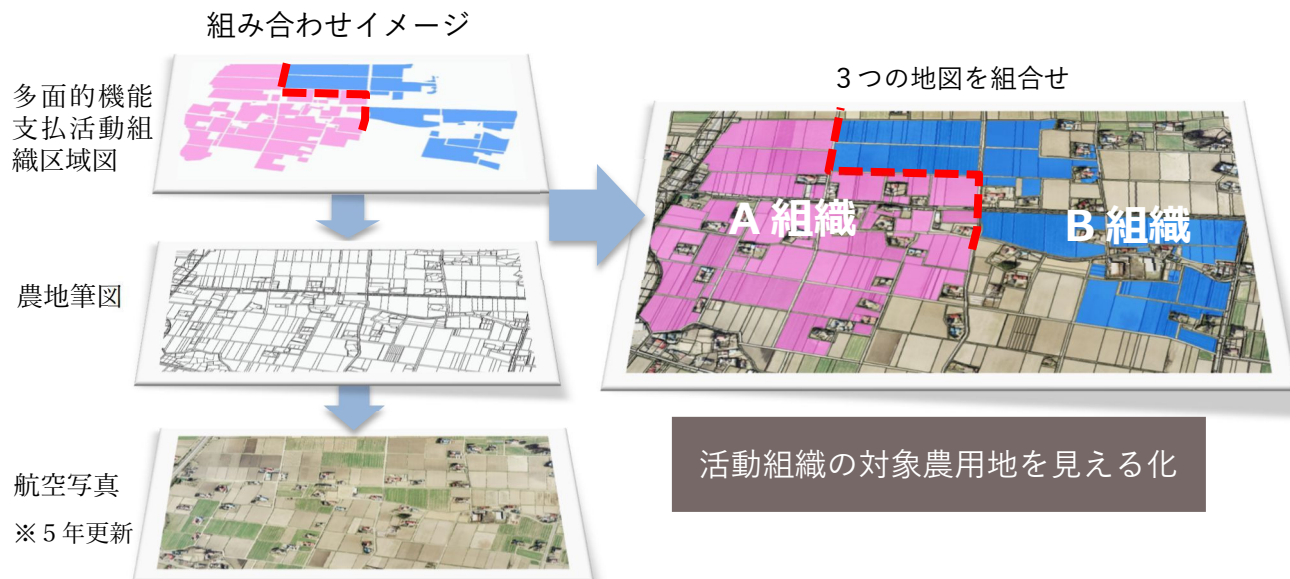


水土里情報システム(地理情報システム)



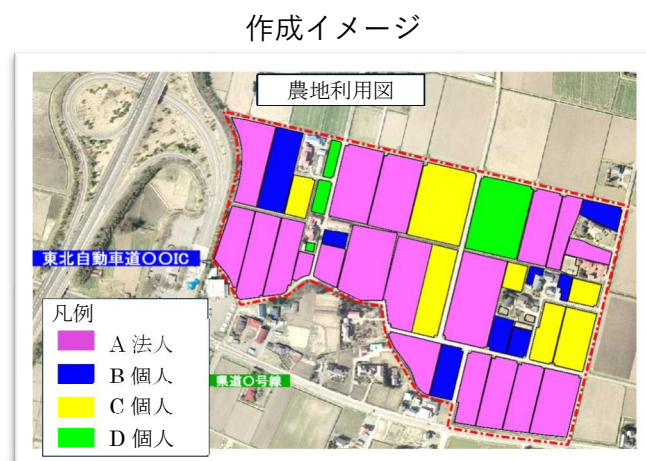
共有地図(配管図を表示)

(1) 「共有地図」 様々な共有地図を組み合わせて利用可能に！



(2) 「図面作成」 自由に地図を編集して図面を作成！

- 図面作成例
- ①地域計画策定に必要な目標地図
 - ②農地耕作条件改善事業農地利用図
(事業実施前後、機構活用)
 - ③多面的機能支払活動組織区域図
 - ④現地調査図(転作確認、荒廃農地、損害評価)
 - ⑤農地中間管理事業転貸農地位置図
 - ⑥災害被災箇所位置図
 - ⑦農業水利施設位置図(維持管理計画書添付図)
 - ⑧事業地区位置図など



(3) 「現地確認用タブレット」 効率的な現地調査を実現するタブレット！

広域で土地勘がない地域でも安心です。(GPS と地番検索で目的地を表示)



活用できる現地確認業務

多面的機能支払、経営所得安定対策(転作確認)、荒廃農地調査、災害被災調査、中山間直接支払、農業水利施設維持管理など

(4) 活用イメージ 耕作者ごとに瞬時に色分け！タブレットで農地を特定！

Excel の一覧表を地図に取込み

所在地	耕作者名	区分	今後の経営意向
A字10-1	法人A	中心経営体	規模拡大
A字10-2	法人A	中心経営体	規模拡大
A字10-3	個人B	出し手	現状維持
B字11	法人A	中心経営体	規模拡大
C字12-1	個人C	出し手	離農
C字12-2	法人A	中心経営体	規模拡大
C字12-3	個人C	出し手	離農

取込み後
色分け

農地利用図<耕作者名で色分け>

項目	値
所在地	C字12-1
耕作者名	個人C
区分	出し手
今後の経営意向	離農

多面的機能支払制度の現地確認<組織で検索>



離農する個人C（出し手）の農地を
法人A（受け手）に利用調整

組織が隣接した地域でも対象の農地を確認可能
（現在地の北側が A 組織、南側が B 組織）

(5) 農業法人向けシステム(機能限定版) 農地の利用拡大をサポート！

農業用地図に、営農情報（作物の種類、施肥や防除などの作業内容等）を記録して農地の利用状況を管理できるほか、地図を自由に印刷することができます。

水土里情報システム機能限定版（農業用地図）

記録の例
(項目の設定は自由)

項目	記録内容
耕作者	A
面積m2	10,403
作物	米
施肥	実施済
肥料メモ	肥料200kg
作業時間	1時間
耕起	実施済
作業時間	1時間
代掻き	実施済
作業時間	1時間
田植え	実施済
作業時間	1時間
病害虫防除	実施済
農薬メモ	農薬50g
収穫	-
作業時間	-
乾燥調製	-
作業時間	-

耕作者別々に色分け
(耕作者名と面積㎡を表示)

凡例
耕作者別々に色分け

- 赤 (A)
- 黄色 (B)
- 青 (C)
- 緑 (D)
- 茶色 (E)

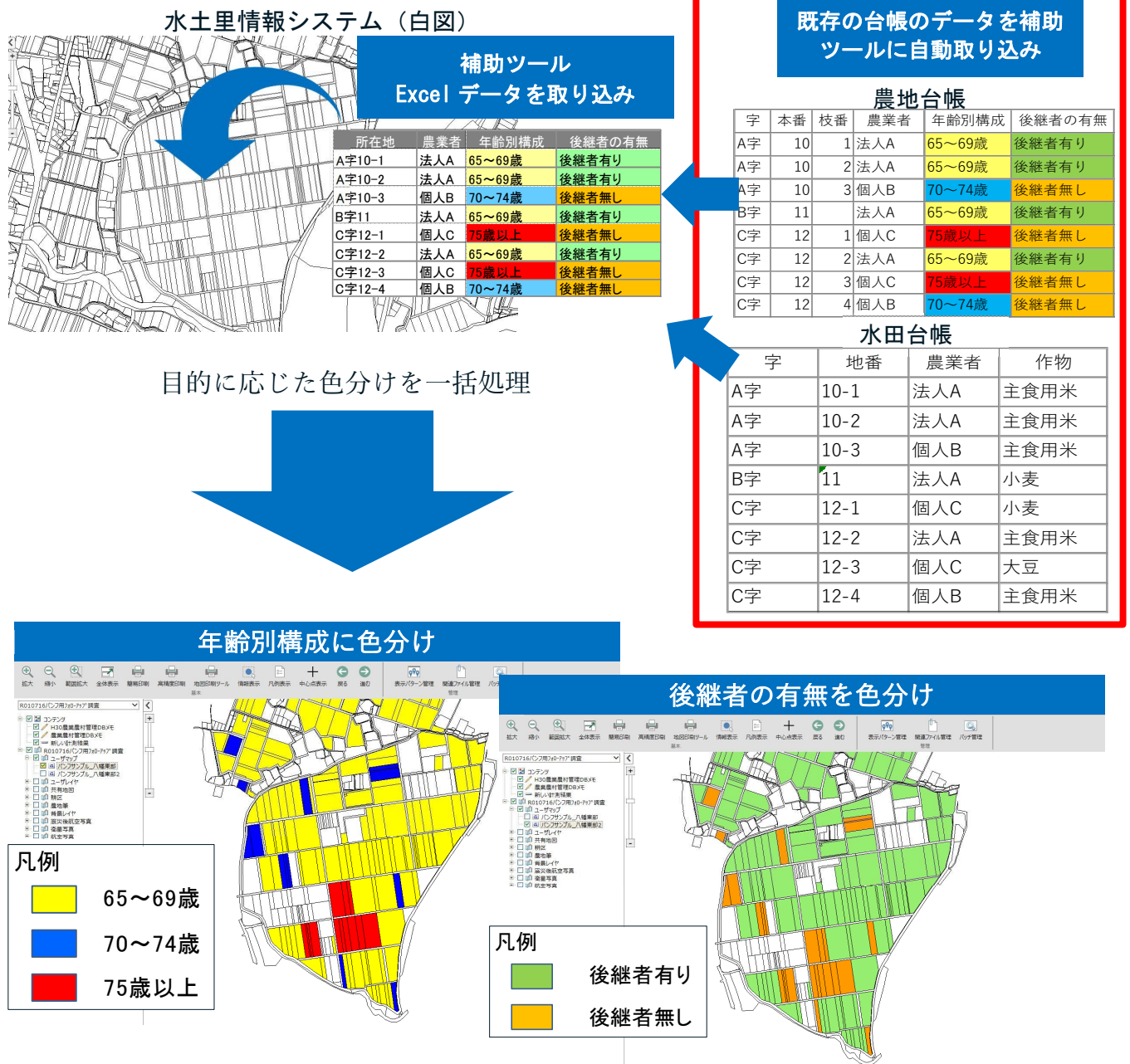
「どこで」「誰が」利用しているか明らかに！

「経営農地の管理の省力化」「肥培管理や防除の効率化」
などの課題を解決します！

(6) 水土里情報システム活用事例

地域計画策定に必要な「目標地図の作成」に活用

Excel で整理したデータを取り込んで、筆ごとの色分けが可能！



農地のデータを地図に落とし込む「農地利用の地図化」にあたって必要な筆ごとの着色を一括で処理できます。

水土里情報システムについて、お気軽にご相談ください。

【 水土里情報推進課：TEL 019-631-3205】

16 ため池サポートセンター業務

岩手県ため池サポートセンターは、老朽化が進む農業用ため池の管理者等に対し、技術的な指導・助言を行い、施設の適正な管理保全を図ることを目的に、岩手県が岩手県土地改良事業団体連合会内に令和6年4月に開設したものです。

(1) 業務の内容

本業務では、農業用ため池に関する管理者からの相談対応や巡回点検、研修会等による技術指導・助言を行います。

相談対応

相談窓口を開設し、農業用ため池の管理者からの施設管理に係る相談や電話対応を行います。

巡回点検

防災工事等の対策が必要と判断されたため池について、現地点検を行い、施設の変状の進行や緊急措置の必要性を確認し、管理者等に対して指導・助言を行います。

技術指導・助言

市町村及び管理者等を対象に、施設管理技術の習得並びに技術力向上を図るために研修会を開催します。

普及啓発

ホームページを開設して、ため池の適正管理や安全対策の強化に向けた情報発信を行います。

(2) 巡回点検や技術研修会の状況



巡回点検時の管理者への説明



技術研修会の様子

農業用ため池の管理保全に係る技術指導・助言を行いますので、ご相談ください。

【 岩手県ため池サポートセンター TEL 019-903-8379 】

※相談窓口受付 毎週火・木 9:00～16:00

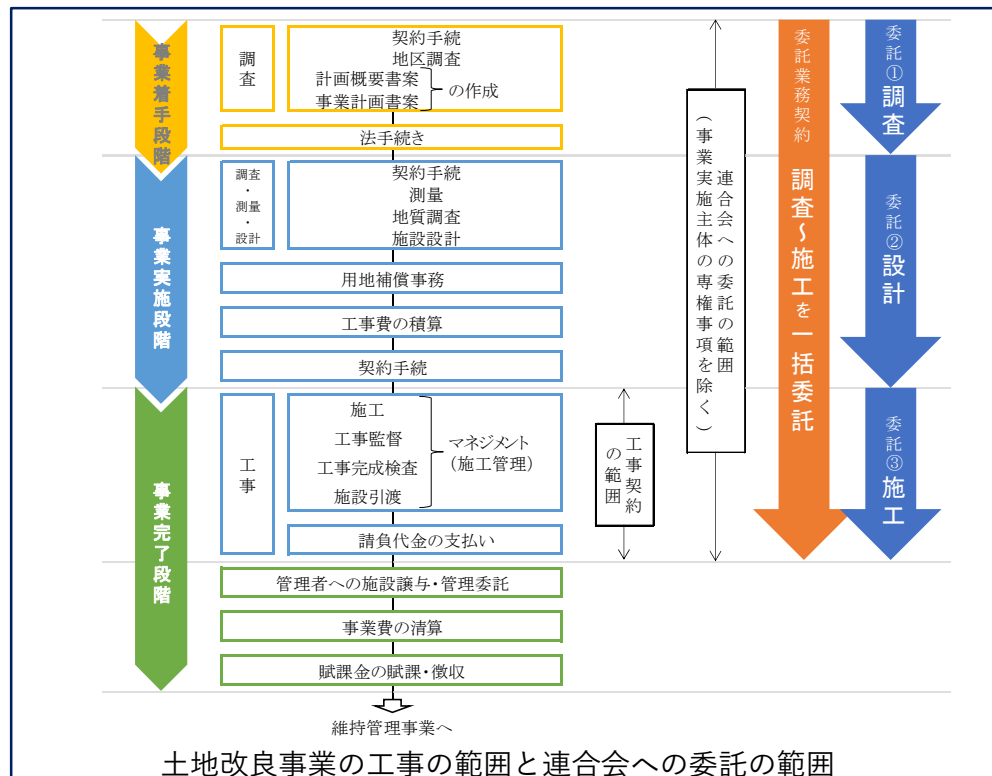
17 その他の業務

(1) 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事

令和4年4月に改正土地改良法が施行され、連合会が**会員から委託を受けて土地改良事業の工事を行うことが可能**となりました。

委託できる「工事」の範囲は、建設工事の施工以外にも、工事に必要な調査・計画・測量・設計等の業務に加え、工事監督等の工事施工に係る事務等も含まれます。

本会は、会員の皆様のご要望にお応えし、土地改良事業の工事を支援します。



(2) 男女共同参画、いわて水土里ネット女性の会

令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画において、2025年度までに土地改良区（土地改良区連合含む）の理事に占める女性の割合を10%以上とする成果目標が設定されました。これを受けて、本会では県内土地改良区における男女共同参画の推進に取り組んでいます。具体的には、令和3年度に「いわて水土里ネット女性の会」を発足させ、研修会や先進地研修の実施を通じて、円滑な推進に向けた取組を強化しています。



いわて水土里ネット女性の会 研修会



女性活躍推進会議

(3) 広報、教育活動

本会の取組や農業農村整備事業の理解を深めてもらうため、絵画コンクールや写真コンクールを開催しているほか、機関紙の発行やメール、ホームページなどを使い、各種情報を提供しています。

また、土地改良区役職員に対する研修会や技術者に対する講習会・研修会を始め、地域の小学生への出前授業などを実施し、農業農村整備に関わる人材の育成に取り組んでいます。



絵画コンクール・写真コンクール



地域の小学生への出前授業



水土里ネット若手職員研修会



水土里ネットいわてホームページ



機関紙「岩手県の土地改良」、「土地連からのお知らせ」



水土里ネット役員研修会



水土里ネット職員研修会

(4) 要請活動、政策提案

会員の要望に応え計画的な事業推進を図るためには、安定的な農業農村整備事業関係予算の確保が必要不可欠です。本会は、必要な予算の継続的な措置と農業農村の振興に必要な支援策について、国や県などへの要請活動を積極的に行っています。

また、農業農村整備事業の重要性の周知と事業推進に必要な方策の研究のため、岩手県議会農業農村整備推進議員クラブに対し現地研修会を企画するほか、県の政策提案型コンテストなどの機会を活用し新技術等を取り入れた政策提案にも取り組んでいます。



財務大臣（当時）への要請



岩手県への要請



要請書



議員クラブ研修会



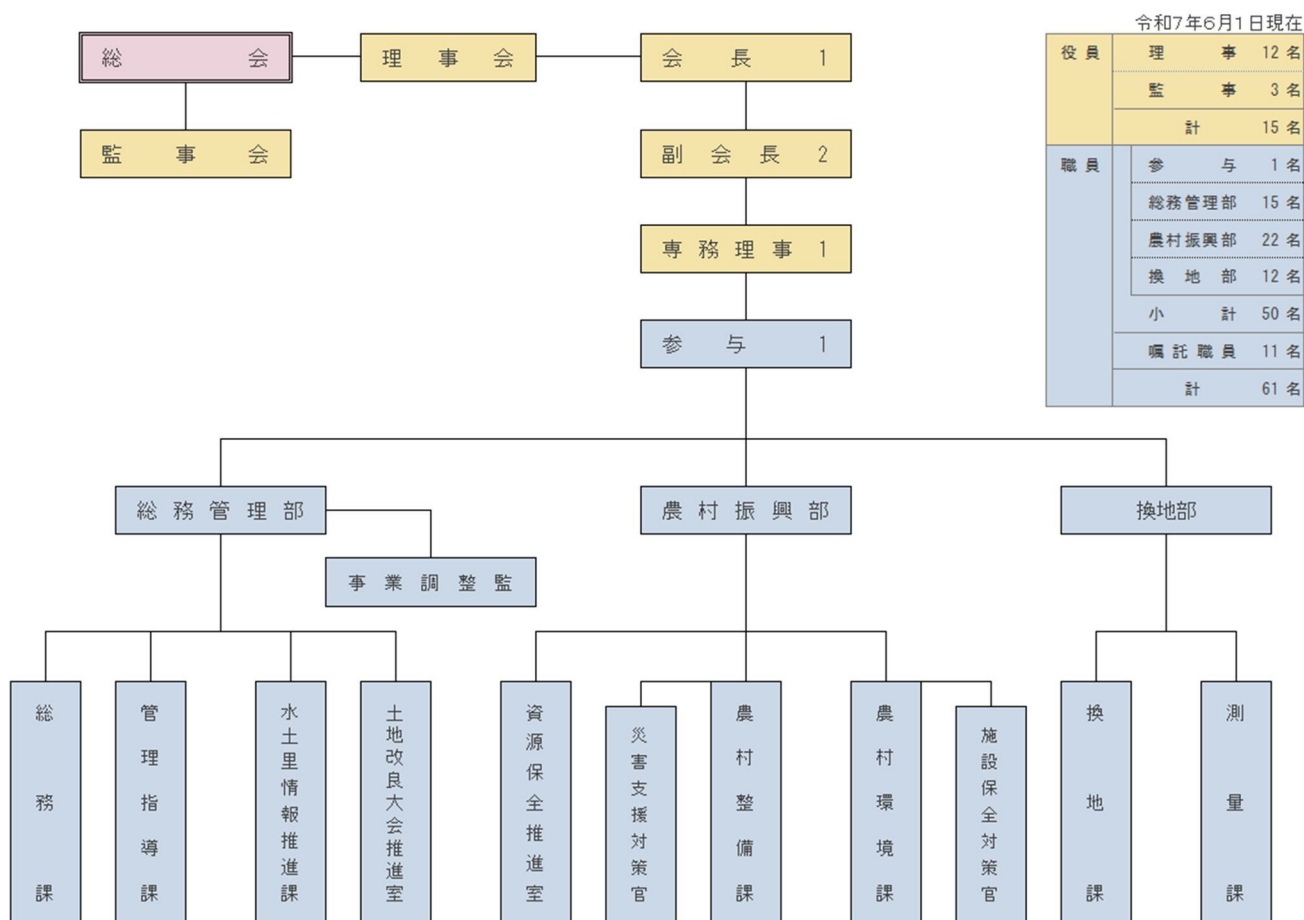
岩手県農林水産部主催政策提案型コンテスト
“WildCup2022” 優勝



岩手県農林水産部主催政策提案型コンテスト
“WildCup2024”関係団体部門賞・一緒にやりま賞

組織図と各課・室の業務概要

(1) 組織図



(2) 各課・室の業務概要

〈総務管理部〉

総務課：会の組織運営や農業農村整備事業推進のための活動

管理指導課：土地改良区の運営基盤強化や土地改良施設の維持管理等に関する支援

水土里情報推進課：ICT活用による土地改良施設の維持管理の効率化等に向けた支援

土地改良大会推進室：令和9年の全国土地改良大会岩手大会開催に向けた活動

〈農村振興部〉

農村整備課：農業農村整備事業や災害復旧事業等に関する技術的な支援

農村環境課：農業用施設の防災減災や集落排水施設の機能強化に関する技術的な支援

資源保全推進室：多面的機能支払制度に関する市町村や活動組織への支援

〈換地部〉

換地課：ほ場整備事業に伴う権利関係等調査や計画策定等の換地業務に関する支援

測量課：ほ場整備の工事完了後に行う農地の面積測量等の確定測量に関する支援

業務登録及び資格取得状況

土地改良事業団体連合会の職員は会員からの信頼確保と品質満足度の向上を図るため、必要な資格を取得し、会として法的な各種業務登録を受け、発注者である会員の支援に努めています。

(1) 業務登録の状況

●農業農村整備事業発注者支援機関認定	東北農政局品質確保協議会	第2102号	R3. 3. 31
●測量業者登録	東北地方整備局	第(3)-33101号	R3. 4. 1
●建設コンサルタント登録	東北地方整備局	農業土木部門 建03第9698号	R3. 4. 1

(2) 資格取得者の状況

区分	資格の名称	資格者数	区分	資格の名称	資格者数
調査・ 測量・ 設計・ 換地関係	技術士（農業部門）	7 名	電気関係	第2種電気工事士	6 名
	技術士補（農業部門）	17 名		第3種電気主任技術者	1 名
	測量士	17 名	維持管理 関係	ダム管理主任技術者	3 名
	測量士補	18 名		農業用ため池管理保全技士	6 名
	2級建築士	1 名		農業水利施設機能総合診断士	9 名
	畑地かんがい技士	1 名		コンクリート診断士	2 名
	土地改良換地士	10 名	情報関係	基本情報技術者	2 名
	農業土木技術管理士	13 名		応用情報技術者	1 名
	土地改良専門技術者	9 名		農業農村地理情報システム技士	2 名
	土地改良補償業務管理者	9 名	集落排水 関係	臭気判定士	1 名
	発注者支援技術者 （審査・検査・設計・積算・監督）	14 名		浄化槽管理士	11 名
	発注者支援技術者 （審査・積算・監督）	10 名		浄化槽設備士	8 名
	2級ビオトープ計画管理士	1 名		浄化槽技術管理者	10 名
	2級ビオトープ施工管理士	1 名		第2種酸素欠乏作業主任者	10 名
	VEリーダー	19 名		環境計量士（濃度関係）	1 名
施工管理 関係	1級土木施工管理技士	17 名	指導監査関係	下水道管理技術認定（管路施設）	1 名
	2級土木施工管理技士	5 名		会計指導員	10 名
	農業水利施設補修工事品質管理士	2 名	UAV（ドローン）関係	無人航空機操縦技能	14 名
				無人航空機安全運航管理者	14 名
資格取得者数 延べ 312名※					

※本表に記載していない資格取得者数も含む

水土里ネットいわては、
令和9年度開催の「全国土地改良大会岩手大会」に向けて
全力で取り組みを進めています。

岩手大会は、農業の成長産業化と農村地域の強靱化に向け農業・農村の
重要性とそれを支える農業農村整備事業、土地改良区の役割について
全国の土地改良事業関係者と語り合うとともに、全国から多くの支援
を受け東日本大震災津波から復旧・復興した姿を関係者に広く発信し
感謝の思いを伝えるために開催します。



令和6年度 農村景観写真コンクール 風景部門 最優秀賞
「天地共演」 撮影場所：一戸町奥中山高原

<https://www.iwatochi.com/>

岩手土地連

検索



岩手県土地改良事業団体連合会

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮二丁目10番1号

TEL (019) 631-3200 / FAX (019) 631-3260



2025年 月作成